



令和2年第3回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

令和2年7月21日（火曜日）

○議事日程

			議長開会宣告（午前10時）
日程第 1			会議録署名議員の指名について
日程第 2			会期決定について
			◎諸般報告
			議長諸般報告
			◎村長行政報告
日程第 3	議案第 1号		令和2年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第 2号		令和2年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第 3号		令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君
	7番	児玉眞澄君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	農林課長	平岡卓
林業振興室長	根本治	建設課長	小林昌弘
住民課長	小尾雅彦	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	平川満彦	総務担当主幹	阿部貴裕
財務担当主幹	鈴木智宏	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	橋佳則	農業担当主幹	杉岡裕二
村立占冠診療所主幹	上島早苗	子育て支援室主幹	石坂勝美

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	合田幸
-----	-----	------	-----

○出席事務局職員

事務局 長 岡崎 至可 主 事 久保 璃華

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。昨日に引き続き、今日もかなり暑くなるかと思っておりますので、会議中、暑い方は上着を脱いで行われても結構かと思っております。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回占冠村議会臨時会を開会します。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、児玉眞澄君、1番、大谷元江君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第3号の3件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。令和2年第2回定例会以降の議員の動向は、6月19日の広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の3ページから4ページは令和元年度令和2年5月分の例月出納検査の結果です。審議資料の5ページから6ページは令和2年度令和2年5月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料の2ページになります。報告事項であります。本日配布の資料をご覧いただきたいと思っております。

行政報告、1、報告事項。はじめに、令和2年7月豪雨災害は、九州地方を中心とし全国各地において河川氾濫や山地崩壊などによる甚大な被害をもたらしました。被災された地域の皆さんに対しお見舞い申し上げますとともに、この豪雨災害でお亡くなりになられ

た皆さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された地域においては、新型コロナウイルス感染症対策と併せ復旧作業に取り組まなければならないなど、大変な日々を過ごしていると思いますが、一日も早い復旧・復興を願っております。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症については、4月7日に緊急事態宣言が発出されて以降、一時的には新感染者数が減少し、小康状態が保たれているように感じられる時期もありましたが、7月上旬から再び首都圏を中心に感染が拡大し、一日当たりの新規感染者数が緊急事態宣言発出中の最大人数を上回るなど、大変憂慮すべき状況が続いています。

村では、2月17日に「占冠村新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、各種感染症予防対策を進めるとともに、先の定例会では各種の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について上程させていただきました。

現在、議決いただいた各種の緊急対策を鋭意執行中であり、公共施設や社会福祉施設など村内における感染防止対策の推進、村民生活への影響緩和対策、そして事業継続対策等各種の取組を進めております。

7月17日現在、村民一人につき10万円を給付する特別定額給付金は96.7%の方への支給が完了しており、村内事業者の感染防止対策支援金については36事業者へ合計365万円、村内事業者の事業継続支援金については30事業者合計725万円の交付手続を完了しております。

これからも村内の感染防止対策を進めるとともに、村民の生活の安定と雇用の場の確保、村内事業者の事業継続、コロナ収束後の新たな日常における子育てや教育環境の整備を進めるため、鋭意努力していく所存でございます。

す。

新型コロナウイルス感染症については、依然として収束が見通せない状況にございますが、今後におきましても感染拡大の防止、村内事業者の事業継続、村民の皆様への生活への影響緩和を柱として各種対策を実施してまいります。

この未曾有の困難を乗り越え、日常の住民生活と経済活動を取り戻すため努力してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) JAふらの占冠出張所店舗統合について。令和元年第2回占冠村議会臨時会で報告いたしました、JAふらの占冠出張所統合に関する現状について報告いたします。この間、占冠出張所の存続を基本に要請を継続し、准組合員への説明、農業振興・農業政策に関するこれまで同様の対応など、組合員・地域住民が不安・不便を感じないよう対応を求めてまいりましたが、令和2年4月10日開催のJAふらの通常総代会において、占冠出張所の統合が承認されました。

占冠出張所存続要請書に対するJAふらのの回答は、①地域正組合員からは概ね了承をいただいていると認識している。②正組合員以外で金融共済事業を利用する方には、エリア担当職員が対応できるよう図る。③JA利用者には、早めの案内を掲示し理解を得る。④村の農業振興や農業政策に関しては、今まで同様の対応を取る。⑤資材部門とスタンドは継続する。⑥出張所閉鎖は令和3年2月末日とのことでした。

また、占冠出張所廃止に伴う利便性の改善方策として①定期的な金融相談窓口の設置、②お客様まで出向く業務体制への転換、③インターネットバンキングの普及推進が示され、6月には店舗統合のお知らせとともに、店舗

統合に伴うお取引についての周知がされたところでは、

J A からの通常総代会の決定を覆すことはできませんが、これまで村と J A からの足並みを揃えてきた取組や、統合による具体的な課題の整理が必要となってくることから、組合員・地域住民の不安や不便が大きくなるように今後も協議を進めていくこととしています。

次に 2 の主な用務等でございますが、6 月 18 日占冠村議会定例会以降の行動については、記載のとおりでございます。

3、入札につきましては記載のとおり、4 件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第 3 議案第 1 号

○議長（相川繁治君） 日程第 3、議案第 1 号、令和 2 年度占冠村一般会計補正予算、第 3 号の件から日程第 5、議案第 3 号、令和 2 年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第 1 号までの件、3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号、令和 2 年度占冠村一般会計補正予算、第 3 号についてご説明を申し上げます。令和 2 年度占冠村一般会計補正予算、第 3 号は、歳入歳出それぞれ 9 千万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ 28 億 3060 万円とするものでございます。

以下、事項別明細書において歳入からご説明を申し上げます。7 ページをお願いいたします。14 款、1 項、国庫負担金において 1 目、

民生費国庫負担金は、子ども・子育て支援交付金 200 万円の増額、保育対策総合支援事業補助金（保育環境改善等事業分）100 万円の増額。

14 款、2 項、国庫補助金において 1 目、総務費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6096 万円の増額です。

8 ページをお願いいたします。15 款、2 項、道補助金において 2 目、民生費道補助金は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 100 万円の増額。5 目、商工費道補助金は観光誘客促進道民割引事業補助金 20 万円、宿泊事業者感染予防対策推進事業費補助金 75 万円、プレミアム付商品券発行支援事業道補助金 240 万円の増額でございます。6 目、教育費道補助金は学校保健特別対策事業費補助金 400 万円の増額です。

9 ページをお願いいたします。19 款、繰越金において 1 目、繰越金は前年度繰越金で 1769 万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。10 ページをお願いいたします。2 款、1 項、総務管理費において 4 目、財産管理費は消耗品費 160 万円、総合センター換気対策施設設置委託業務 62 万円、公共的空間安全・安心確保事業備品購入費 128 万円の増額です。7 目、企画費は GIGA スクール構想推進事業 1100 万円の増額です。11 目、諸費は消耗品費 33 万 4 千円、防災活動支援事業備品購入費 146 万 6 千円の増額です。

11 ページをお願いいたします。3 款、2 項、児童福祉費において 1 目、児童福祉総務費は消耗品費 135 万円、感染症対策備品購入費 140 万円の増額です。2 目、保育所費は消耗品費 40 万円、感染症対策備品購入費 125 万円の増額です。

12 ページをお願いいたします。4 款、1 項、保健衛生費において 1 目、保健衛生総務費は

診療所会計繰入金30万円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。6款、1項、農業費において2目、農業振興費は農業持続化給付金480万円の増額です。

14ページをお願いいたします。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は消耗品費10万円、通信運搬費20万円の増額、プレミアム付商品券発行支援事業（村民分）補助金550万円、プレミアム付商品券発行支援事業（村外分）補助金140万円の増額、占冠村事業継続支援金2500万円の増額、占冠村事業者感染防止対策支援金1650万円の増額、地元消費地域活性化推進事業補助金（しむかっぷ村民割）600万円の増額でございます。2目、観光費は宿泊事業者感染予防対策推進事業機器購入110万円の増額、観光誘客促進道民割引事業補助金20万円の増額です。

15ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は消耗品費2万円の増額です。3目、義務教育振興費は消耗品費16万円の増額です。4目、育英事業費は消耗品費2万円の増額です。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は消耗品費50万円、修繕料150万円、感染症対策備品購入費200万円の増額です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は消耗品費50万円、修繕料150万円、感染症対策備品購入費200万円の増額でございます。

16ページをお願いいたします。10款、4項、社会教育費において2目、公民館費は感染症対策備品購入費60万円の増額でございます。

戻りまして3ページ及び4ページになります。補正後の歳入歳出予算は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号及び議案

第3号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） それでは議案書の17ページをお願いします。議案第2号、令和2年度村立診療所事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8440万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明いたします。22ページをお願いいたします。歳入です。3款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金200万円の増額です。

23ページ、4款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金におきましては30万円の減額です。

24ページ、歳出の説明をいたします。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費につきましては、手数料9万円の増額。2目、占冠診療所管理費におきましては消耗品費2万5千円の増額、修繕料7万円の増額。11節の役員費、手数料としまして6万円の増額、エアコン換気扇清掃・点検の経費としまして12万円の増額、感染症対策備品購入費としまして33万円の増額です。3目、トマム診療所管理費におきまして消耗品費2万5千円の増額、修繕料4万5千円の増額、手数料としまして2万円の増額、エアコン換気扇清掃・点検の経費としまして20万円の増額、感染症対策備品購入費としまして33万円の増額内容です。

25ページです。2款、1項、医業費、1目、占冠診療所医療用機械器具費、消耗品費で1万5千円の減額です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費、消耗品費で20万円の増額です。

6目、トマム診療所医療品衛生材料費としまして消耗品費で20万円の増額内容です。

続きまして議案書27ページ、議案第3号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出の総額にそれぞれ220万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2360万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にて歳入からご説明をいたします。32ページでございます。4款、1項、繰越金、1目、繰越金で前年度繰越金20万円の増額です。

33ページ、6款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金としまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）として200万円の増額です。

34ページ、歳出です。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきまして消耗品費36万5千円、感染症対策備品購入費としまして93万8千円の増額です。

35ページです。2款、1項、医業費、1目、医業費では感染症対策備品購入費としまして89万7千円の増額です。以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 1点質問したいと思

います。13ページでしたね、ここで農業持続化給付金ということで480万円計上しております。6月の段階では、事業継続交付金だけが予算化されていて、6月以降の村内のいろいろな業種を見据えた中で今後検討していきたいという村長の答弁がありました。それを受けて、今回、農業関係で480万円の予算が付いたと思うんですけども、この中で、前回の全員協議会でも説明を受けたんですけども、この基準では、前年対比とは謳っていないんですけども、限られた月の減少率に応じて支給をするということだったんですけども、国の持続化給付金の中でも問題として言われていたのが、前年と今年の前月の減少率ということで、昨年中に起業して、もしくは今年中に起業して前年の収入が実質ゼロということで、前年対比をするときに比べる数字がないという状況がありました。その時に、国はそういう人も救わなければならないということで、特例ということで2019年1月から12月中に収入がなくても2020年1月から3月の実績を基にして、例えば4月以降に1月から3月の収入と比較して50%以上の減収の月があれば、持続化給付金の支給対象になるという特例があります。

うちの場合、該当者がいるかどうか分からないんですけども、このような新規と言いますか、対比するときに前年度の収入がなくて、今年だけで毎月の収入があるというときに、そういう部分もこの農家サイドに支援する支援金は、そういう場合も該当になってくるのかだけ確認したいと思います。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。農業持続化給付金の関係でございますけれども、国の特例の関係ですね。こちらについては本村に



おいても特例、国で行けば2019年に事業を起こしてという話になっていて、そうでない新規の方については2020年1月から3月までの収入を比較するというような特例が定められているということで、本村としましてもその特例については採用をしていきたいと考えております。

国については、50%という定めがありますが、本村の持続化給付金についてはその50%枠は使っておりませんので、そういった比較において減少率があれば支給をしていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

これから議案第2号、令和2年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

これから議案第3号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 8 月 11 日

占冠村議会議長            相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員            児 玉 眞 澄

占冠村議会議員            大 谷 元 江